## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は、被告人の弁護人遊田多聞提出の控訴趣意書に記載されているとおりであるから、ここにこれを引用する。

控訴趣意第一について

控訴趣意第二について

所論は、本件は道路交通取締法第十五条但書にいわゆる「その他の事由により安全であることを確認したとき」に該るから一時停車は必要ではなかつた旨主張し、その理由として(1)、本件踏切には以前から踏切番屋が設置され踏切警手が常時勤務し、且つ(2)、遮断機が設置され何らの故障なく操作されており、又(3)、踏切内の通行人が僅少であり、更に(4)、踏切直前において左右の軌道内を見通し得る場合であり、遮断機は上げられており、通行人及び車馬の通行を自由に許している状態であつたから、この状態自体が「進め」を表示していたものである等の事由を挙げている。

〈要旨〉しかしながら、軌道の踏切に番小屋が設置され、踏切警手が勤務しているだけで、踏切警手が何らの交通上〈/要旨〉の指示をもしていないと認められる本件に おいては、一時停車の義務が免除されるとは考えられないし、また、踏切に遮断機 が設置されており、それが開放されていたとしても、それだけでは信号機の表示又 は信号人の指示により安全であることを確認した場合に該らないのはもちろん、そ の他の事由により安全であることを確認したというに足りないと解する外はない。 けだし、踏切警手の役目は、専ら当該軌道上を走る電車等の通過の安全を看守する ことを第一義とするものであるから、遮断機の操作もおのずから電車等の通過の安 全を当面の目的とし踏切の横断をはかる車馬及び通行人の通過安全をはかるのは第 二義であるのに過ぎず、遮断機の開放という一事だけで法に定められた信号機の表 示又は信号人の指示と同程度の安全度が確認され得るものと認むべきではないか ら、この見地からして遮断機の開放を踏切警手による踏切横断の車馬等に対する特 別の交通上の指示であると解することはできないものといわなければならないので ある。のみならず、原審検証調書の記載によると、被告人が一時停車したと指示し た地点から左右の軌道路線を見分した結果は、左方においては路線北西側家屋、右 方においては北東B駅ホームに遮断されて路線の直線的視野はきかない旨記載され ていて、軌道上の見通しは良好ではないことが認められるから、被告人が自動車を 運転して本件踏切を通過するに際しては、一時停車を怠ることなく細心の注意をも つて自他の危険防止をはからなくてはならなかつたものといわざるを得ない。その 他、踏切内において通行人が僅かであつたか否かの如きは車馬の一時停車義務の有 無とは直接関係かあるとは認められないところであり、これを要するに、以上の説 明と結論を同じくする原判決の判断は相当であつて、原判決には何ら法令の解釈、 適用の誤りは存在しない。論旨は理由がない。

よって刑事訴訟法第三百九十六条に則り本件控訴を棄却すべきでのとし、主文の とおり判決する。 (裁判長判事 三宅富士郎 判事 東亮明判事 井波七郎)